

# 産業財産権の登録手続の留意点

令和2年3月  
登録室

## 目次・概要

前提：設定登録や年金納付、移転申請等の  
経験があるユーザー向けの説明

### ○設定登録・年金・減免手続の留意点について

1. 設定登録に関する納付手続
2. 権利存続に関する手続
3. 特許料等の減免措置

### ○特許権等の権利の移転手続の留意点について

1. 利益相反
2. 中間省略手続
3. 委任状
4. 併合申請・大量申請

## ■ 第1節 設定登録に関する納付手続

特許権は・・・

設定の登録により発生する  
(特66、実14、意20、商18)

求められる要件

出願について、  
特許すべき旨の査定、又は審  
決の謄本が送達され、これに  
基づき特許料の納付の**手続**を  
しなければならない

平成2年12月～書面手続の他、  
オンライン使用による手続可

予納制度導入(特例法14、15、16)

平成8年10月～  
現金による納付が可能  
平成17年10月～  
電子現金納付が可能

平成21年1月～  
口座振替による納付が可能  
(特例法15の2)

平成31年4月～  
指定立替(クレジットカード)による納  
付が可能  
(特例法15の3)

## ■ 第1節 設定登録に関する納付手続

### (1) 納付書

#### 特許料納付書

【書類名】 特許料納付書  
(【提出日】 令和 年 月 日 )  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【出願番号】  
【請求項の数】  
【特許出願人】  
【氏名又は名称】  
【納付者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【納付年分】 第1年分から第 年分  
(【特許料の表示】)  
(【予納台帳番号】)  
(【納付金額】)  
(【その他】)

特許印紙の場合・・【特許料の表示】不要  
特許印紙を下部に貼り、括弧書きで金額を記載  
電子現金納付の場合・・【納付金額】は不要  
【特許料の表示】  
【納付番号】  
口座振替の場合  
【特許料の表示】  
【振替番号】  
【納付金額】  
現金納付の場合・・【特許料の表示】不要  
【提出物件の目録】  
【物件名】納付済証(特許庁提出用)1  
クレジットカード納付の場合  
【特許料の表示】  
【指定立替納付】  
【納付金額】

(【その他】)

## ■ 第1節 設定登録に関する納付手続

### (2) 納付期限

#### ① 特許料の納付

特許料は、出願について特許すべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日から**30日以内**に納付しなければならない(特108-①)

#### イ 設定登録の日から3年までの分の特許料を一時に納付

- 出願から査定又は審決まで長期間を要し、権利の存続期間としての残余の期間が3年に満たない場合は、その残余年分のみの納付が必要
- 残余の期間がまったくない場合にあつては、特許料は不要であるが、納付書のみ提出が必要

ロ 特許法第37条(旧38条ただし書)による特許権については、基本の特許料に請求項(発明)の数に応じた額を加えて、同時に納付しなければならない

## ■ 第1節 設定登録に関する納付手続

### ② 実用新案登録料の納付

実用新案権の存続期間の満了日までの各年のうち、第1年から第3年までの各年分を一時に納付(出願と同時)しなければならない

### ③ 意匠登録料の納付

- ・登録すべき旨の査定又は審決の送達があった日から30日以内に納付しなければならない
- ・第1年分の登録料を納付すればよい

### ④ 商標登録料の納付

- ・登録すべき旨の査定又は審決の送達があった日から30日以内に納付しなければならない
- ・区分の数を乗じて一括(10年分)して納付する方法又は分割納付(前期分5年)する方法がある

## ■ 第1節 設定登録に関する納付手続

### (3) 商標登録料の納付と同時に区分数を減ずる補正

#### 手続補正書

【書類名】 手続補正書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【補正をする者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第 類

【補正方法】 削除

【手続補正2】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第 類

【補正方法】 削除

【手続補正3】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第 類

【補正方法】 削除

(注) 商標登録料納付書に【その他】欄を設け「同時に削減の手続補正書を提出」と記載すること。

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第 類

【補正方法】 削除

(注) 商標登録料納付書に【その他】欄を設け、  
商標法第68条の40第2項の規定による  
手続補正書を同時に提出」と記載してください。

(注) 分割後期分の納付の際に区分数を減ずる場合は、商標権の一部抹消登録申請書の提出が必要

## ■ 第2節 権利存続に関する手続

特許権(実用新案権、意匠権)は、設定登録時(実用新案権は出願時)に納付した特許料に引き続き、以後の各年の特許料を法定期限内に納付することにより存続する(特107-①、実31-①、意42-①)  
この制度を年金制度と呼んでいる

### (1) 納付期限について

**年金に係る特許(登録)料の納付期限＝前年以前**

納付期限内に次年度以降の1年分あるいは数年分を納付しなければならない  
(特108-②、実32-②、意43-②)

前年以前とは、既納した特許(登録)料が登録日(特許権及び実用新案権の公告されたものについては公告日)より起算して満了するその日まで



## ■ 第2節 権利存続に関する手続

### 商標について

設定登録料納付時又は更新登録の申請時に分割納付により納付した場合は、商標権の**満了前5年までに**納付しなければならない(商41の2-①)

### 救済措置 その1

納付期限内に納付できなかった者には、特許(登録)料の**追納**が認められている  
追納とは・・・ 納付期限経過後6か月以内に追納期間に係る当該年分の通常の特許(登録)料と同額の割増特許(登録)料を納付する

### 救済措置 その2

追納期限内にも納付できなかった者は、正当な理由による期間徒過後の救済の手続が可能である

※ 詳細は特許庁HP上の「期間徒過後の救済規定に係るガイドライン」を参照

## ■ 第2節 権利存続に関する手続

### (2) 納付手続

#### 特許料納付書

【書類名】 特許料納付書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【特許番号】

【請求項の数】

【特許権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第 年分

(【特許料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

(【その他】)

## ■ 第2節 権利存続に関する手続

### (3) 年金に係る特許(登録)料の併合納付手続

納付しようとする権利が複数存在する場合には併合納付が認められている

#### 併合納付の認められる条件

2以上の特許権、実用新案権又は意匠権に係る設定登録後の特許料、実用新案登録料又は意匠登録料の納付手続について、法域が同一であり、権利者が同一である場合

ただし、以下の場合は併合納付は認められない

- ・特許権、実用新案権及び意匠権にまたがる時
- ・国と国以外の共有であって、国以外の者が持分に応じた額の納付を行うとき
- ・特許料を軽減後の額で納付するとき

## ■ 第2節 権利存続に関する手続

### (4) 年金に係る自動納付手続

「自動納付」(注1)は、年金に係る特許料(登録料)の納付期間の徒過による権利失効を防止することを目的に、自動納付申出書を提出することにより、納付期限日前40日が自動納付に係る特許料(登録料)の納付日となり、その後、予納台帳または指定銀行口座振替から、当該特許料(登録料)に充当する金額(注2)を自動的に徴収する(注3)(特例施規41の5-③)

(注1) 自動納付を利用するためには、権利者等が、あらかじめ、特許庁長官に対して、自動納付申出書を提出しなければならない

(注2) 特許、実用新案については第4年分以降、意匠については第2年分以降の特許料(登録料)である

(注3) 以下の場合は自動納付の対象外

- ① 商標権の存続期間更新登録料
- ② 存続期間の延長登録を伴う権利
- ③ 国との共有であって、持分の定めがある場合
- ④ 特許権が共有に係る場合の軽減特許料

## ■ 第2節 権利存続に関する手続

### (5) 商標権の存続期間の更新

#### ① 商標権の存続期間及び更新手続

更新登録の申請は、商標権の存続期間の満了前6月から満了の日までの間にしなければならない(商20-②)

満了前6月について

例えば、商標権の存続期間の満了日が、令和 2年10月14日である場合の「満了前6月」は、令和 2年4月15日です。つまり6月前の対応日の次の日からとなります。

商標存続期間経過後6月以内に、申請登録料及び同額の割増登録料を納付することにより更新登録の申請をすることができる(商20-③)

更新登録の申請をすることができず消滅した商標権の原商標権者は、更新登録の申請をすることができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から2月以内でその期間の経過後6月以内に限り、その申請をすることができる(商21)

## 第2節 権利存続に関する手続

### 商標権存続期間更新登録申請書

特許 印紙	
( 円)	
【書類名】	商標権存続期間更新登録申請書
【提出日】	令和 年 月 日
【あて先】	特許庁長官 殿
【商標登録番号】	
【商品及び役務の区分】	第 類
【更新登録申請人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【納付の表示】	分割納付
【提出物件の目録】	
【物件名】	

一出願多区分で登録されている商標権について、区分の数を減じて更新登録申請をするときは、【商品及び役務の区分】の欄を設けて、更新登録を求める商品及び役務の区分を記載してください

【更新登録申請人】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】

商標権者全員を記載します。  
欄を繰り返し設けて記載してください。

㊦ 又は 識別ラベル

㊦ 又は 識別ラベル

【納付の表示】 分割納付

区分の減縮を伴う更新登録申請は委任状が必要

商標権存続期間更新登録申請書を書面で提出したときは、電子化手数料(1200円＋一枚につき700円)がかかります。

## ■ 第3節 特許料等の減免措置

### 特許料等の減免制度

- ・中小企業、個人及び大学等を対象に、特許料(第1年分から第10年分)について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。
- ・審査請求日によって適用される減免制度が異なります。

審査請求日が平成31年3月31日以前: 従来の減免制度(旧減免制度)

→ 第3節 (1)から(3)

<手続簡素化措置>

平成30年4月1日以降に減免・軽減申請をして納付が完了していれば、同じ案件について2度目以降の納付に際して減免・軽減申請を省略可(旧減免制度限定であり、下記の新減免制度とは別の措置)

審査請求日が平成31年4月1日以降: 新しい減免制度(新減免制度)

→ 第3節 (4)から(9)

## 第3節 特許料等の減免措置

### (1) 旧減免制度の概要(平成31年3月31日までの審査請求日)

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、特許料(第1年分から第10年分)の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられる

対象者	減免規模	要件	法律
個人	1～3年 免除	生活保護を受けている 又は市町村民税が課されていない	特許法
	1～3年 半額軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業税が課されていない</li> <li>・所得税が課されていない</li> <li>・事業開始後10年を経過していない</li> </ul>	
	4～10年 半額軽減	1～3年免除または半額軽減の要件と同じ	
法人	1～10年 半額軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税が課されていない</li> <li>・設立後10年を経過していない</li> </ul> のいずれかの要件に該当し 資本金3億円以下であり 他の法人に支配されていない	特許法



## 第3節 特許料等の減免措置

対象者	減免規模	要件	法律
中小ベンチャー 小規模企業 (注)平成26年4月1日以降に審査請求したもの	1～10年 1/3に軽減	・小規模又は事業開始後10年未満の個人事業主※1 ・小規模企業(法人) ・設立後10年未満で、資本金3億円以下の法人 ・法人については他の法人に支配されていない法人であること※2	産業競争力強化法
研究開発型 中小企業等	1～10年 半額軽減	研究開発費比率3%超 又は中小企業新事業活動促進法等に基づく認定事業に関連した出願	産業技術力強化法、中小ものづくり高度化法
大学、独立 行政法人等	1～10年 半額軽減	職務発明であること等	産業技術力強化法
TLO	1～10年 半額軽減	技術移転事業の認定又は承認	TLO法

※1従業員20人以下(商業又はサービス業は5人以下)

※2他の法人に支配されていないこととはア.及びイ.に該当していることを指します。

ア.申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

イ.申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

## ■ 第3節 特許料等の減免措置

### (2) 旧減免制度の手続(例)

#### 【事例1】 中小ベンチャー企業、小規模企業の場合

「パテント株式会社」の出願に対して特許査定が送達が行われた。軽減申請を行った上で設定登録したい。

【書類名】 特許料軽減申請書（産業競争力強化法）

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】 特願○○○○－○○○○○○○号

【申請人】

【識別番号】 ○○○○○○○○○

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3－4－3

【氏名又は名称】 パテント株式会社

【代表者】 特許 三郎

【申請の理由】 特許料の軽減（産業競争力強化法第66条第1項）

【提出物件の目録】

【物件名】 小規模企業者の要件に関する証明書

【物件名】 法人税確定申告書別表2

【技術の分野】 第○○項

特許庁に対し書面で提出

【技術の分野】の欄には、当該発明の属する技術の分野(特許庁HP参照)を選択し、例えば「第1項」のように記載してください。

なお、技術の分野が複数ある場合は、複数記載してください。

## ■ 第3節 特許料等の減免措置

### (2) 旧減免制度の手続(例)

小規模企業者の要件に関する証明書

特許出願番号 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇

従業員数 〇〇人

主たる業種 〇〇 〇〇〇〇〇

上記の特許出願に係る特許料を納付する日において、上記のとおり、申請人は常時使用する従業員の数が20人以下であることを相違ないことを証明する。\*

令和 年 月 日

(住所) 東京都千代田区霞が関3-4-3

(名称) パテント株式会社

(代表者) 特許 三郎 印

軽減申請書に添付して提出します。

日本標準産業分類の中分類を記載してください。

商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、従業員の数は「5人」としてください。

## 第3節 特許料等の減免措置

### (2) 旧減免制度の手続(例)

納付金額の計算方法は、  
 (ステップ1)  
 請求項「1」に対する第1  
 年分(単年分)の納付金  
 額は2,300円  
 (ステップ2)  
 2,300円に納付の割合  
 1/3を乗じると766.6  
 円  
 (ステップ3)  
 10円未満の端数を切り  
 捨て、760円に納付年  
 分3年を乗じる

納付金額 = **2,280円**

【書類名】	特許料納付書
【提出日】	令和 年 月 日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願番号】	特願○○○○-○○○○○○○
【請求項の数】	1
【特許出願人】	
【氏名又は名称】	パテント株式会社
【納付者】	
【識別番号】	○○○○○○○○○○○
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】	パテント株式会社
【代表者】	特許 三郎 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> 又は <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">識別ラベル</span>
【納付年分】	第1年分から第3年分
【特許料等に関する特記事項】	産業競争力強化法 第66条第1項の規定による特許料 の2/3軽減。
【特許料の表示】	
【予納台帳番号】	○○○○○○○
【納付金額】	2280

特許庁に対しオンライン又は  
書面で提出

## ■ 第3節 特許料等の減免措置

### (3) 新減免制度の概要

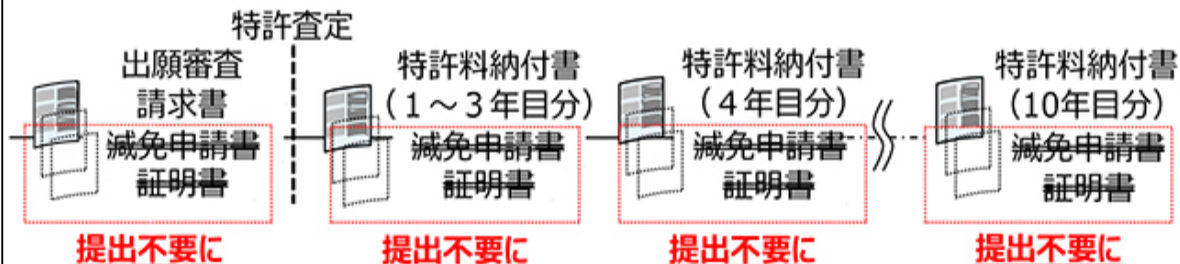
#### 旧減免制度との相違点

- ・ 審査請求日が平成31年4月1日以降
- ・ 対象範囲の拡大(中小企業を広く対象に)
- ・ 減免申請書及び証明書類、持分証明書の提出を省略可

#### 3. 新減免制度の減免申請方法

2019年4月1日以降に審査請求した案件については、減免申請書及び証明書類の提出が不要となります。「特許料納付書」の【特許出願人】／【特許権者】欄に【識別番号】又は【住所又は居所】欄を加え、【特許料等に関する特記事項】欄に「減免を受ける旨」と「減免申請書の提出を省略する旨」の記載をすることにより、減免を受けることが可能となります。

(国内出願における減免申請のイメージ)



## 第3節 特許料等の減免措置

### (4) 新減免制度の要件(中小企業が対象、1/2軽減)

#### 要件1

①以下の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社であること

	業種	従業員数	資本金額 又は出資総額
イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種 (口からトまでに掲げる業種を除く。)	300人以下	3億円以下
ロ	卸売業	100人以下	1億円以下
ハ	サービス業 (ヘ及びトに掲げる業種を除く。)	100人以下	5,000万円以下
ニ	小売業	50人以下	5,000万円以下
ホ	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下	3億円以下
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
ト	旅館業	200人以下	5,000万円以下

#### または

②以下のいずれかに該当するもの

- ・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会
- ・酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会
- ・特定非営利活動法人

#### 要件2

大企業（要件1を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないこと

## ■ 第3節 特許料等の減免措置

### (5)新減免制度の手続(例)(中小企業が対象、1/2軽減)

【書類名】 特許料納付書  
【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【出願番号】 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇  
【請求項の数】 1

【特許出願人】  
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3  
【氏名又は名称】 特許株式会社

【納付者】  
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3  
【氏名又は名称】 特許株式会社  
【代表者】 特許太郎

【納付年分】 第1年分から第3年分

【特許料等に関する特記事項】  
特許法施行令第10条第1号〇に掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

【特許料の表示】  
【予納台帳番号】 〇〇〇〇〇〇  
【納付金額】 3450

【特許出願人】の欄において、減免申請者については【住所又は居所】、又は【識別番号】の記載が必要

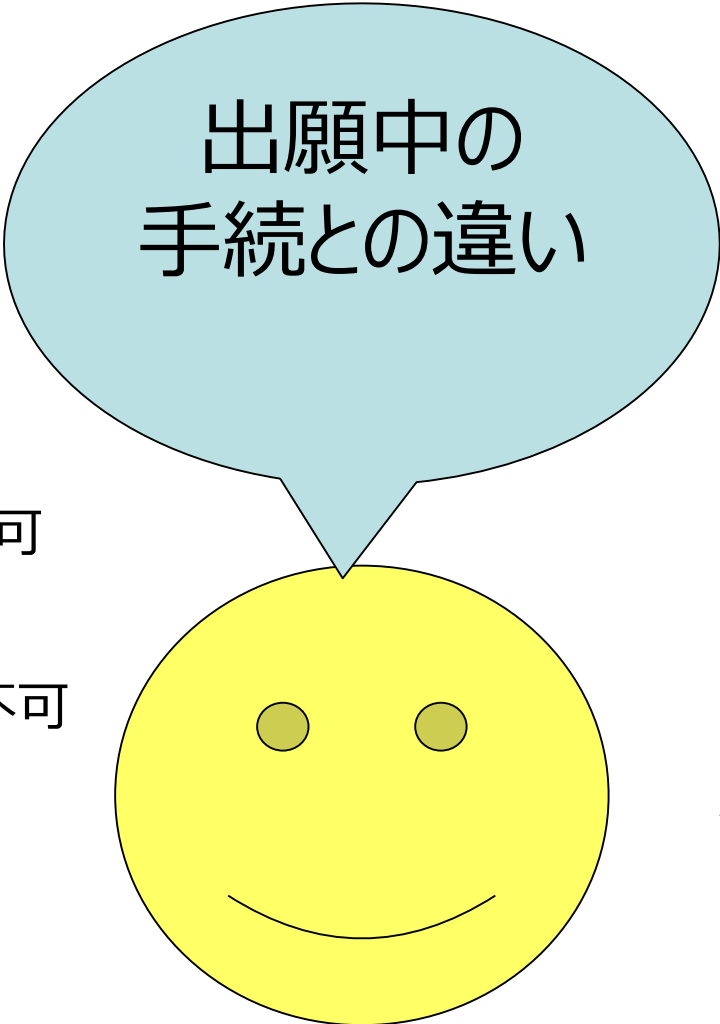
【特許料等に関する特記事項】の欄において、新減免措置に対応した記載が必要  
※旧減免措置の記載は不可

該当する業種(前スライドの要件1のいずれか)に応じて、第1号〇に記載する内容が決まる

省略する旨の記載により、特許料減免申請書の提出が省略可能

## ■ 権利の移転に関する手続と出願中の手続との違い

説明に入る前に・・・



出願中の  
手続との違い

オンライン申請不可

識別ラベル使用不可

住所の記載省略不可

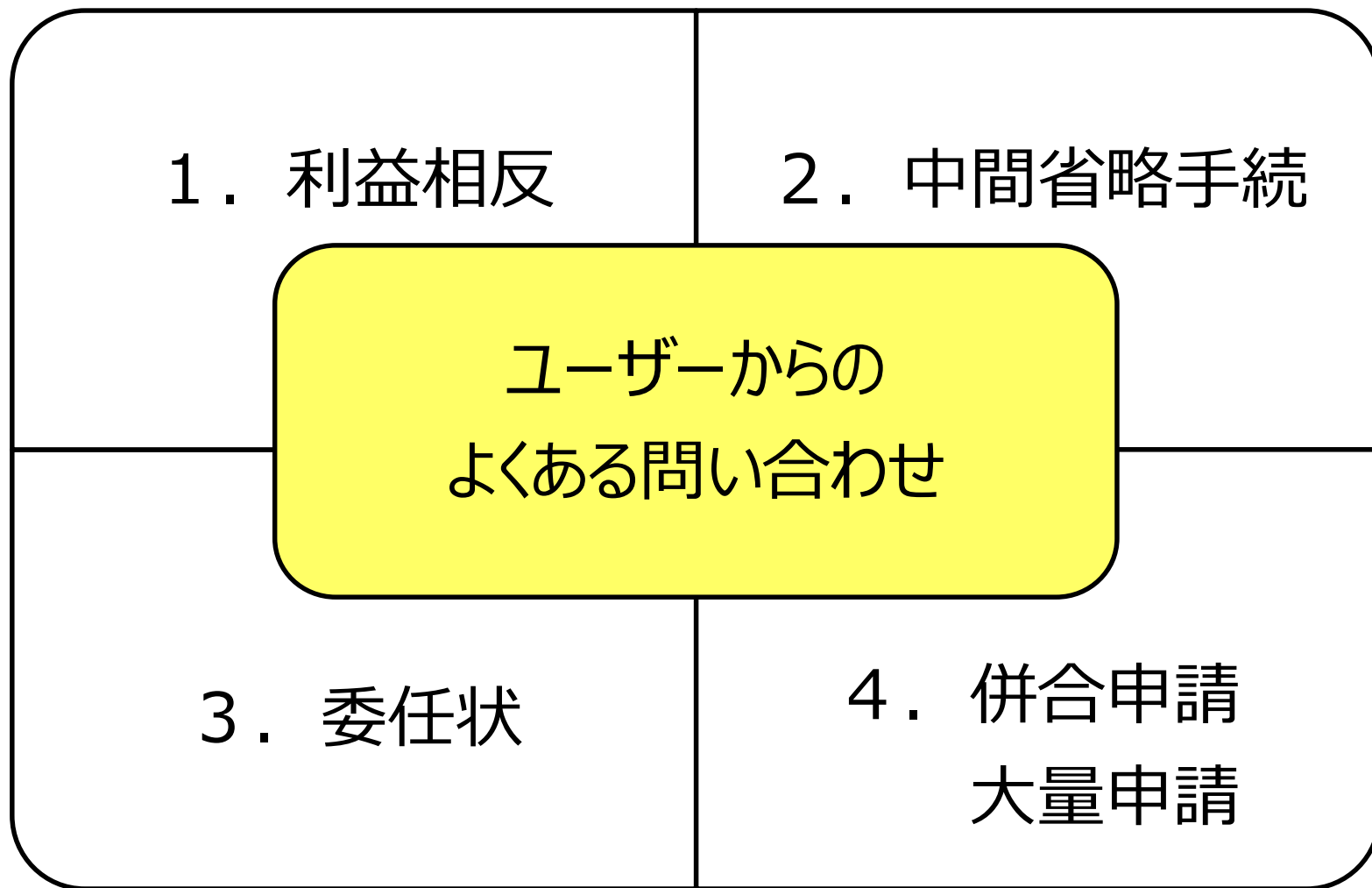
登録免許税は  
収入印紙で納付  
(商標の本人分割除く)

権利の移転は  
原則、共同申請

利益相反

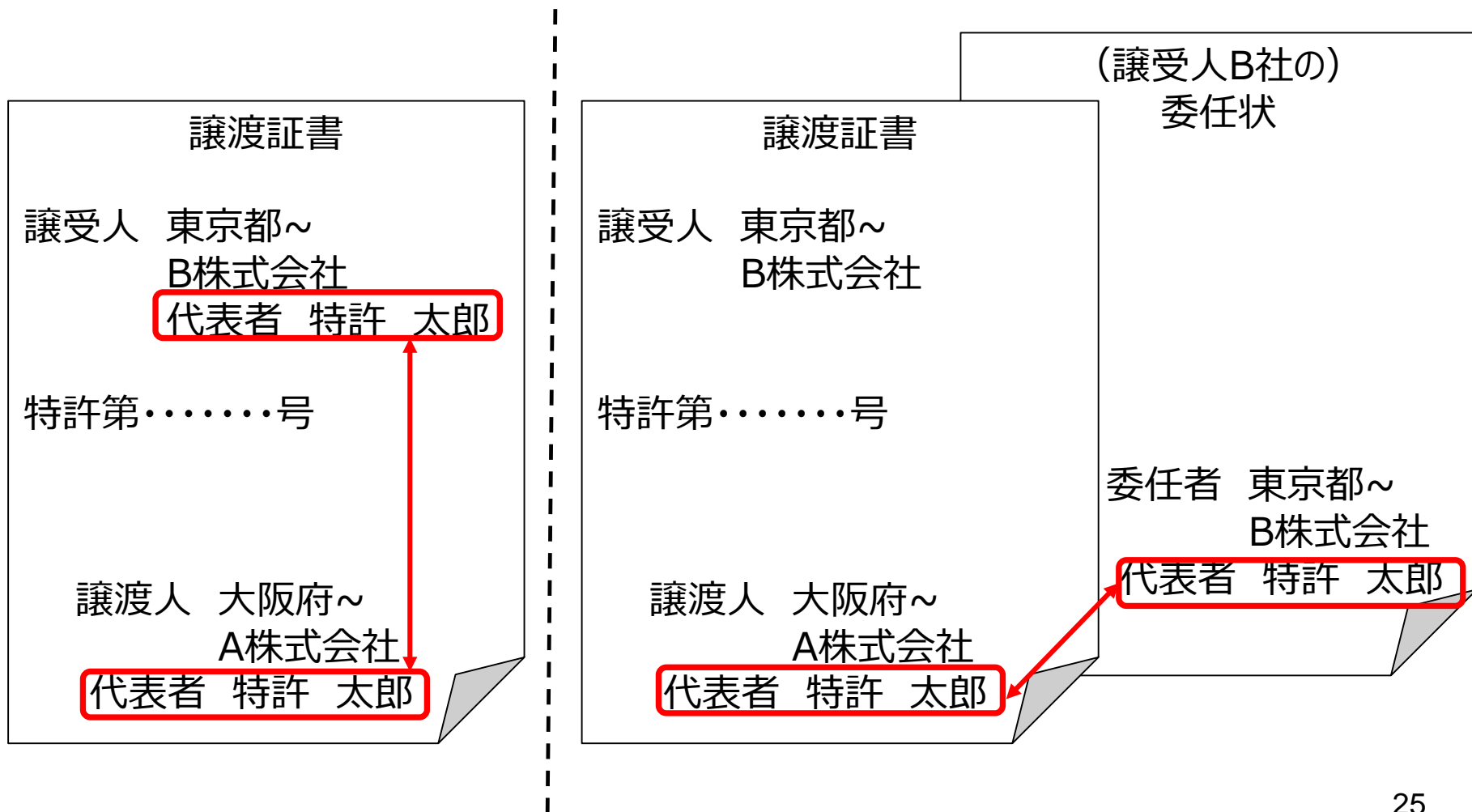


ユーザーから問い合わせがよくあるもの



## 1. 利益相反について

### ■ 利益相反行為に該当する例



## 1. 利益相反について

### ■ 利益相反行為：取締役・理事等と法人の 利益が相反する行為

<日本の株式会社の例>

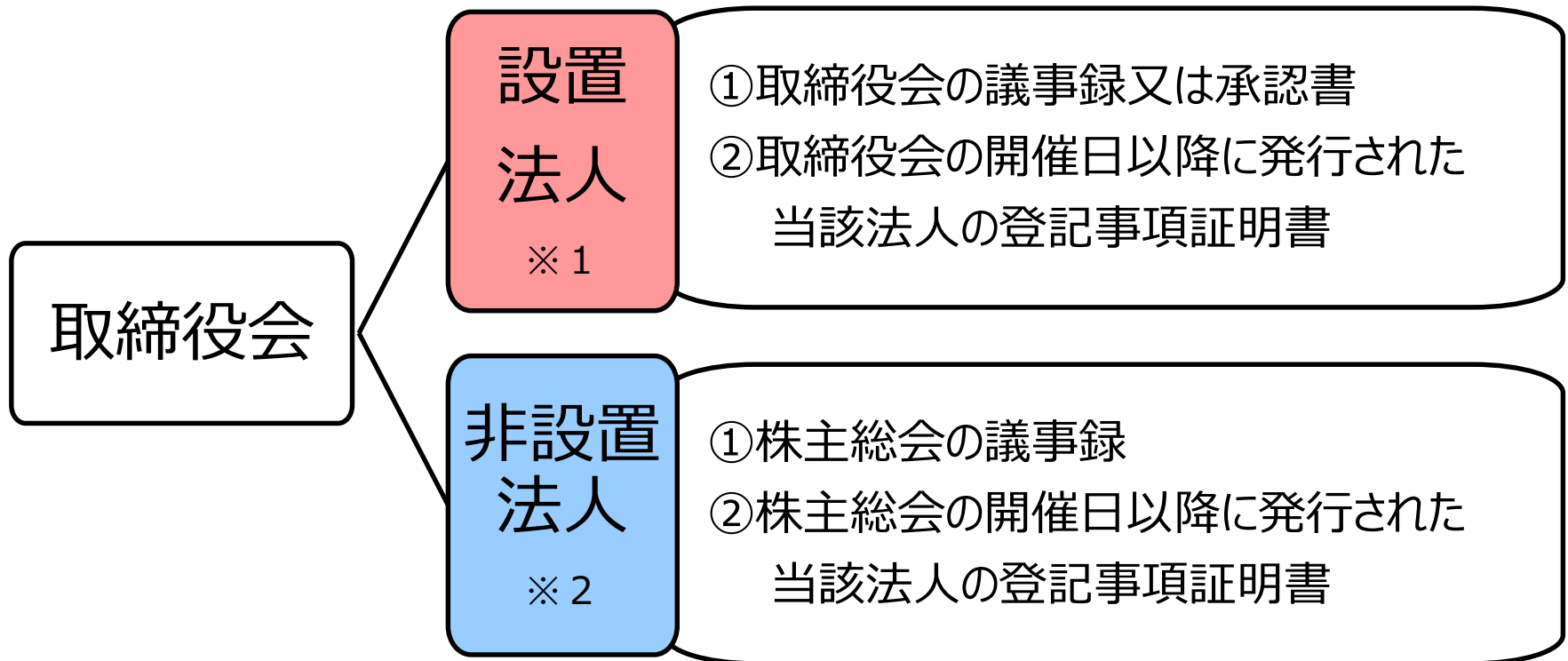
※「○」の付いた法人にあつては、次スライドの  
①、②書面の提出が必要となります。

有 償	無 償
甲会社 → A個人 A(代表)取締役 ○	甲会社 → A個人 A(代表)取締役 ○
A個人 → 甲会社 A(代表)取締役 ○	A個人 → 甲会社 A(代表)取締役 ×
甲会社 → 乙会社 A代表取締役      A代表取締役 ○                      ○	甲会社 → 乙会社 A代表取締役      A代表取締役 ○                      ×

## 1. 利益相反について

### ■ 利益相反行為に該当する場合に必要な書面

＜日本の株式会社の場合＞



※ 1 : 取締役会設置法人の場合、登記事項証明書に「取締役会設置会社」と記載されています。

※ 2 : 当該法人が有限会社の場合は、こちらに該当します。

## ■ 豆知識「平成28年度から補正制度が導入されました。」

Q. 登録申請書や添付資料に不備があるとき、どうなりますか。

A. 補正指令または却下理由通知が発せられます。

(応答方法)

補正指令通知書 → 手続補正書

却下理由通知書 → 弁明書

(応答期間)

各通知書の発送日から、2箇月以内※

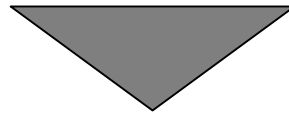
※商標権のみ、申し出により2箇月の延長が可能。

- ・不備の内容によって、補正指令か却下理由か決まります。
  - ※補正指令通知の主なもの、申請書に記載した登録義務者の記載が原簿と符号しない。登録免許税を特許印紙で納付してしまう。
  - ※却下理由通知の主なもの、原因書（譲渡証書等）の訂正を必要とするもの。原因書が添付されていない。
- ・自発による手続補正書の提出は認められません。

## 2. 中間省略手続について

### ■ よく受ける問い合わせ

「住所や名称の変更、合併、譲渡が複数回されました。  
どのような申請が必要ですか？」

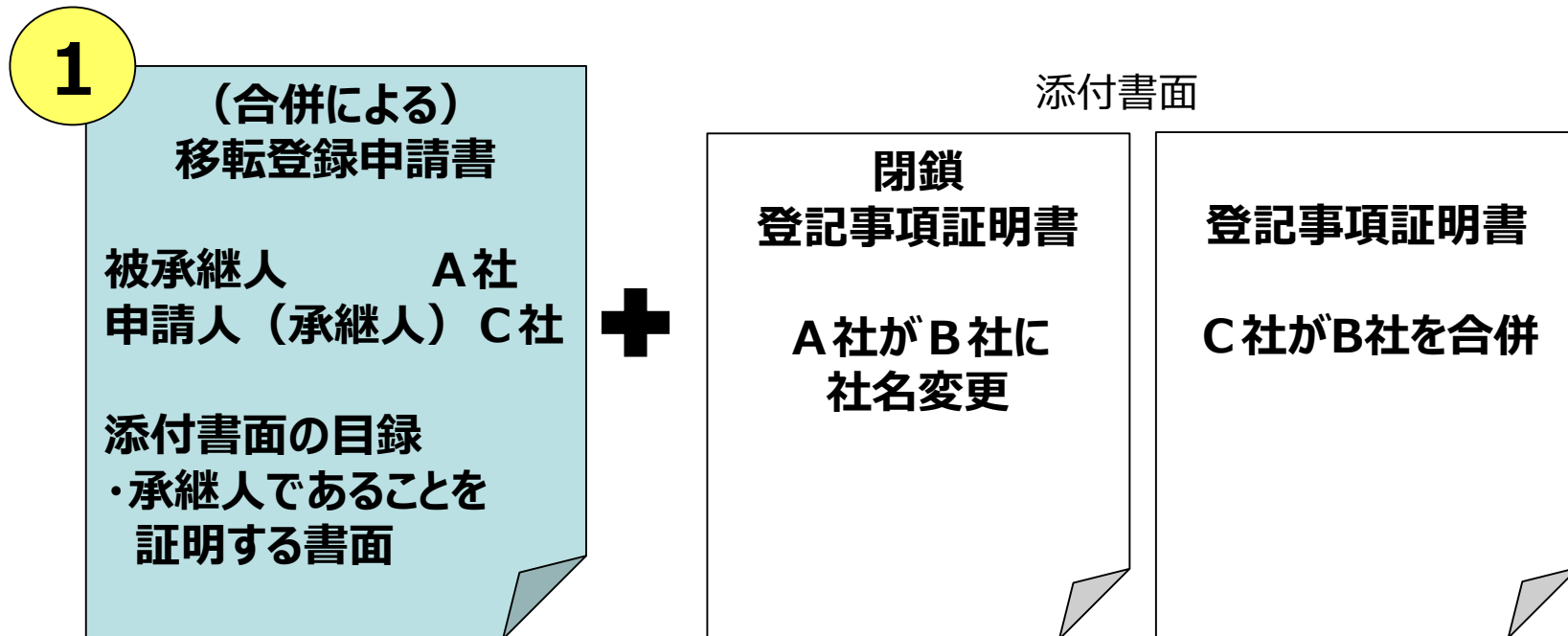
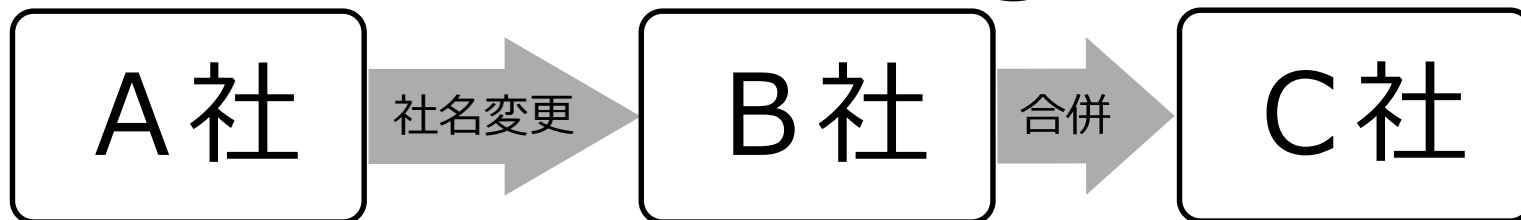


「事実を整理してください。  
中間省略が認められる場合もあります。」

## 2. 中間省略手続について

### ■ 中間省略が認められる事例

**1** の申請が必要です



## 2. 中間省略手続について

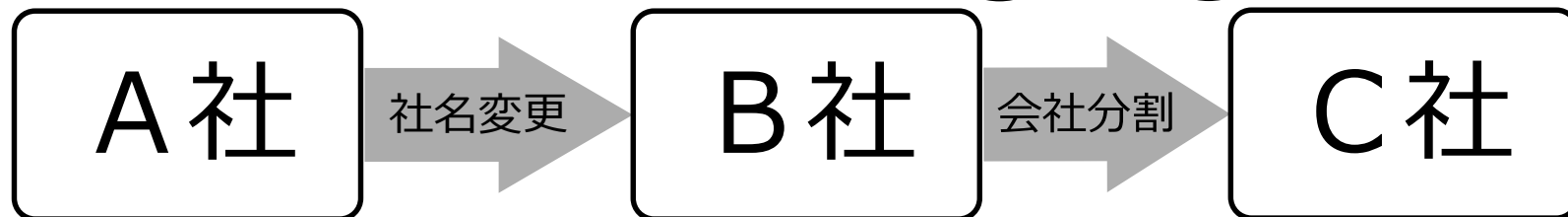
### ■ 中間省略が認められない事例

1

と

2

の申請が必要です。



1

(名称による)  
登録名義人の  
表示変更登録申請書

変更前の名称      A社  
変更後の名称      B社

2

(会社分割による)  
移転登録申請書

被承継人            B社  
申請人 (承継人)    C社

添付書面の目録  
①承継人であることを  
証明する書面  
②被承継人による権利の  
承継を証明する書面

添付書面

①登記事項証明書

B社からC社が  
会社分割

②会社分割承継証明書

承継人 C社

特許番号第            号

上記特許権を貴社が  
承継したことに相違ありません。

被承継人 B社 印



## 2. 中間省略手続について

### ■ 中間省略が認められるケース

原則、「登録名義人の表示変更登録申請」、「相続・合併による移転登録申請」に認められます。  
認められない場合もあるため、注意が必要です。

当庁HP「登録の実務Q&A」の2. Q&A No.16をご確認ください。

#### Q&A No.16

問 中間省略の登録申請はどのような場合に認められるでしょうか。

答 中間省略が問題となる主な例を以下に説明します。

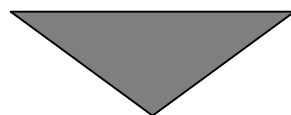
1. 登録名義人の表示変更登録申請(A→B→C)  
住所(氏名)が原簿上の住所から2回変わったが、原簿上の住所(氏名)のまま手続をしていなかった場合。  
中間省略の登録申請ができます。原簿上の住所(氏名)から最新の住所(氏名)への表示変更登録申請をしてください。
2. 譲渡による移転登録申請(A→B→C)  
原簿上の権利者から譲渡が2度行われたが、原簿上の権利者のまま手続をしていなかった場合。  
中間省略の登録申請はできません。譲渡による移転登録申請の場合は、不動産登記実務と同様に中間省略は認められません。
3. 合併による移転登録申請(A→B→C)  
原簿上の権利者から合併が2度行われたが、原簿上の権利者のまま手続をしていなかった場合。  
中間省略の登録申請ができます。原簿上の権利者から最新の権利者への合併による移転登録申請をしてください。

[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/touroku/jitumu\\_qa.htm#anchor2q16](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/touroku/jitumu_qa.htm#anchor2q16)

### 3. 委任状について

#### ■ 意外によく受ける問い合わせ

「誰の委任状をもらえばいいですか？」

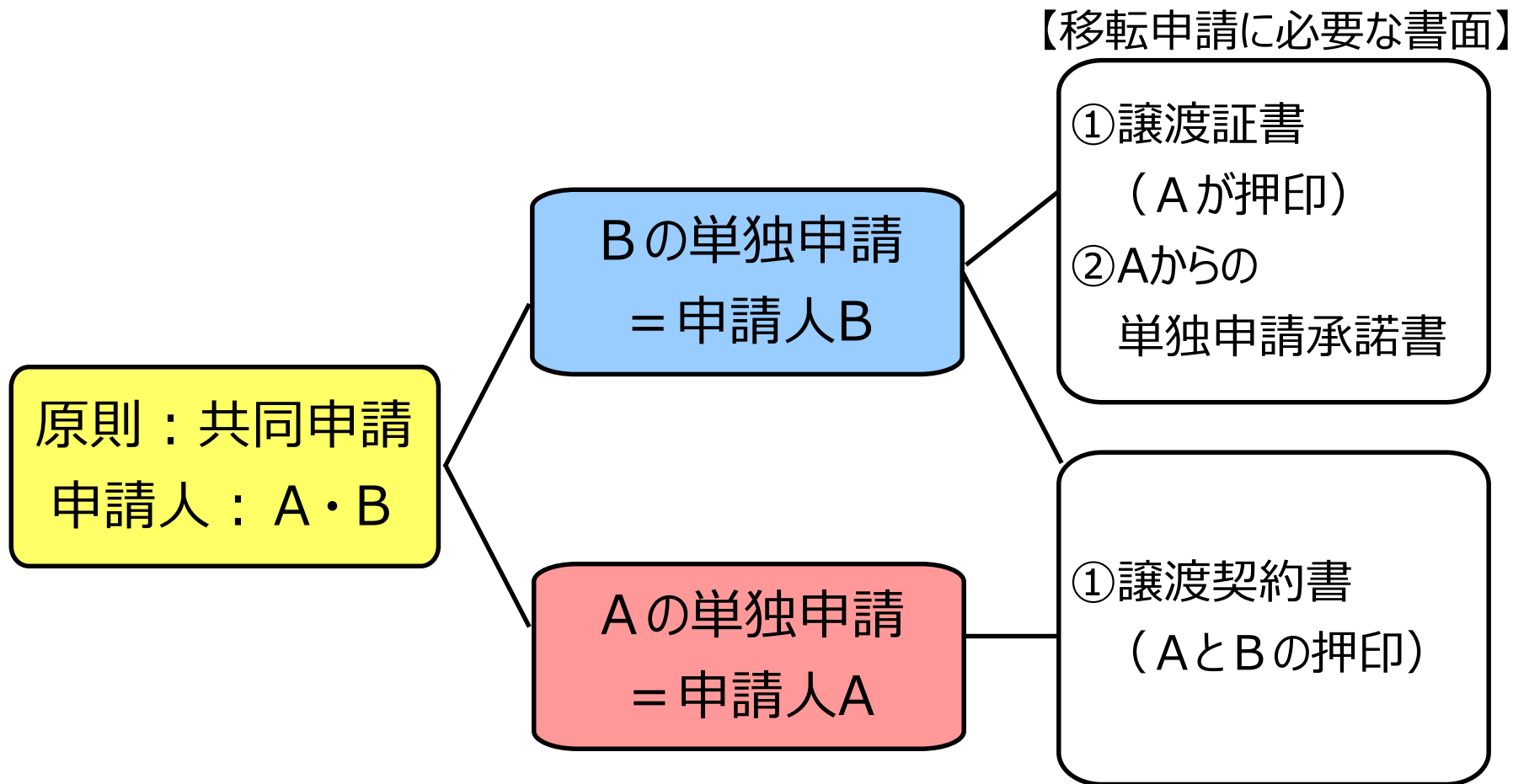


「提出する申請書の申請人のものがが必要です。」

= 申請人を特定してください！

### 3. 委任状について

#### ■ A社の特許権を、B社に全部譲渡する場合



## 4. 併合申請・大量申請について

- 併合申請：一つの申請書に、複数の登録番号を記載して提出すること。

申請書作成例: 特許権5件を一括して移転登録申請を行う場合

収入 印紙 (75,000円)	特許権移転登録申請書		特許権 1 件あたり 15,000 円 × 5 件 = 75,000 円の登録免 許税となります。
	平成 年 月 日		
	特許庁長官 殿		番号を昇順で並べ てください。
1. 特許番号	(1) <u>第〇〇〇〇〇〇〇〇号</u>	(4) <u>第〇〇〇〇〇〇〇〇号</u>	
	(2) <u>第〇〇〇〇〇〇〇〇号</u>	(5) <u>第〇〇〇〇〇〇〇〇号</u>	
	(3) <u>第〇〇〇〇〇〇〇〇号</u>		
2. 登録の目的	本特許権の移転		

## 4. 併合申請・大量申請について

### ■ 併合申請できる条件 「登録の目的が同一であること。」

＜提出する前に、確認しましょう。＞

- ☑ 単独と共有の権利で、申請書は分けられていますか？
- ☑ 存続期間満了や料金未納により、抹消された権利が含まれていませんか？
- ☑ 原簿上の情報(住所等)が古く、表示変更登録申請等が必要な権利はありませんか？
- ☑ 特許番号や登録番号の記載間違いはありませんか？
- ☑ 意匠権の場合、本意匠と関連意匠は同時に申請していますか？

## 4. 併合申請・大量申請について

### ■大量申請：100件以上の権利に対する申請

#### 【お願い】

大量申請を行う場合は、次の問い合わせ先へ事前にご相談いただきますようお願いいたします。

特許庁審査業務部審査業務課登録室  
電話:03-3581-1101 内線2715(特許実用新案移転担当)  
内線2717(意匠商標移転担当)

#### ☆注意事項

- ・申請に係る権利は、申請書1通につき99件までにしてください。
- ・特許(登録)番号は昇順に並べて、項番も付けてください。